

お友達と  
なかなか  
遊べない

活動に  
集中できず、  
参加が難しい



勉強が苦手  
ついていけない



行事への  
参加が  
難しい



お子さまのこんなことで困っている…  
専門のスタッフが訪問し、一緒に考えさせていただきます。

## 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援とは、お子さまが集団生活に適応できるように、お子さまの様子や集団の環境に応じて、直接的に関わったり、環境や関わりの工夫を一緒に考えていく支援を行うものです。

支援内容に関しては、保護者の要望だけでなく、所属先の担当の先生とも話を決めていきます。

### 直接支援

集団での活動や授業の中で、直接的に関わり、お子さまが参加しやすい手助けや学習を促します。

また、所属先での個別の関りで、お子さまの発達支援を行う場合もあります。

### 間接支援

所属先ではお子さまの様子を見させていただき、担当の先生と現実的にできる環境や関わりの工夫を一緒に考えさせていただきます。

また、担当の先生と共に保護者のサポートもさせていただきます。



保育所等訪問支援は、児童福祉法に基づく福祉サービスです。  
保育園・幼稚園・学校・学童保育等に所属している方を対象に支援をしています。

# 保育所等訪問支援の一例

## 活動への参加

ちょっと  
休みたいです



自分の気持ちを  
説明する練習

- ①おる
- ②きる
- ③はる
- ④かんせい



活動内容を構造化する

- ・全体像を踏まえて伝える
- ・活動の流れを可視化

## 学習への取組み



集中しやすい環境を設定  
自分に合った学習方法を見つける



## 先生や友達との関り



気持ちが落ち着く  
場所をつくる。

3時になっ  
たらいいよ



次かして



言葉で要求を伝える練習  
遊びのルールを可視化

## 小学校への進学



サポートブックの作成

- ・情報引継ぎのお手伝い
- ・新しい生活環境での過ごしやすさをサポート

## こども発達支援センター『ばんばん』の保育所等訪問支援について

自治体から支援が必要と認められたお子さまを対象とした福祉サービスです。  
お子さまが集団生活の中で安心して過ごすことができる環境を担当の先生と一緒に考え、サポートしていきます。

### 対象となる施設

- ・ 保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校
- ・ 乳児院、児童養護施設
- ・ その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認める施設(学童保育など)

### ご利用の流れ

- ①ご相談  
➤まずは通われている児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所にご相談ください。
- ②所属先への説明・同意  
➤事業所より所属先へ説明をさせていただき同意していただけるか確認を致します。
- ③サービス申請・手続き  
➤ご利用については「通所受給者証」の申請・取得が必要です。すでに児童発達支援や放課後等デイサービスをご利用している場合でも、保育所等訪問支援をご利用いただくには、保育所等訪問支援のサービス利用について申請を行い、市町村から支給決定を受ける必要があります。
- ④利用契約・個別支援計画の作成
- ⑤サービスの開始

### 訪問支援の頻度

月に3回まで支援を行うことができますが、頻度については所属先の担当の先生と検討をさせていただきます。

### ご利用料金

- ・ 1割負担で負担上限額(月額)があります。
  - ・ 保育料無償化対象者は利用料負担はありません。
- ※詳しくはお問合せください。



マネージャー  
高森 正和  
(たかもり まさかず)  
保育士  
相談支援従事者  
強度行動障害支援者



### こども発達支援センター『ばんばん』

〒700-0833  
岡山市北区天瀬2-21(2F)  
TEL 086-238-4715  
FAX 086-238-4719  
児童発達支援  
保育所等訪問支援